

浜松市人権啓発センター設置要綱

(趣旨)

第1条 すべての人の人権が尊重される豊かな社会の構築を目指し、浜松市の人権施策を推進する拠点として、人権啓発センターを設置する。

(名称・位置及び所管区域)

第2条 人権啓発センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 浜松市人権啓発センター（以下「人権啓発センター」という。）

位置 浜松市中区早馬町2番地の1 クリエイト浜松1階

所管区域 浜松市全域

(事業)

第3条 人権啓発センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 人権に関する情報の収集及び調査研究
- (2) 人権に関する相談窓口の総合案内
- (3) 人権啓発資料の作成及び貸し出し
- (4) 各種人権啓発講演会及び講座の開催
- (5) その他、人権啓発・人権教育に関すること。

(開館時間)

第4条 人権啓発センターの開館時間は、午前9時30分から午後5時30分までとする。
ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日等)

第5条 人権啓発センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、開館し、又は休館日を変更することができる。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。